明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕　一
○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（内閣官房一）
○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（内閣府一二六）
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（外務一一四）　二
○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（同一一五）
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務一二五～一二七、一二九、一三〇）
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同一二八）
○農薬を登録した件（農林水産九六九、九七〇）
○農薬を再登録した件（同九七一、九七二）
○農薬の登録が失効した件（同九七三）
○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（最高裁一）　三
〔国会事項〕
諸事項　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

告示

○内閣官房告示第一号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年四月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣官邸並びに内閣総理大臣及び内閣官房長官の公邸

対象施設の敷地	対象施設に係る対象施設周辺地域
東京都千代田区永田町二丁目三番	東京都千代田区永田町一丁目三番から七番まで、永田町二丁目一番から十三番まで、十六番及び二十番並びに霞が関三丁目
	東京都港区赤坂一丁目一番から九番まで、赤坂二丁目一番から十三番まで及び十五番から十七番まで、赤坂三丁目四番から六番まで及び十二番並びに虎の門二丁目一番及び二番

備考

一　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

二　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○内閣府告示第百二十六号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、対象施設の区域及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年四月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　皇居

対象施設の区域	対象施設に係る対象施設周辺地域
東京都千代田区	東京都千代田区
千代田（次の図面に示す部分に限る。）	千代田、一番町一番地から五番地まで、七番地、九番地、十一番地、二十三番地、二十五番地、二十七番地、二十九番地及び三十一番地、霞が関一丁目一番、霞が関二丁目一番、北の丸公園、皇居外苑、麹町一丁目、三番町一番地から三番地まで及び五番地、隼町、永田町一丁目一番及び八番、一ツ橋一丁目、大手町一丁目一番から四番まで並びに丸の内一丁目一番

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を宮内庁に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の区域及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。